

新型コロナウイルス感染（疑い）者が薬局内で発生したら

この票は新型コロナウイルスに薬局のスタッフが感染した場合や感染した可能性が否定できない症状等があるときのポイントを示したものです。
 実際の対応等については、保健所（行政）の指示に従ってください。

薬局スタッフの健康状態を常に確認し、以下に該当する場合は自宅待機させる。

- 発熱などの風邪の症状がある
- 発熱がなくても体調不良（咳嗽、倦怠感、呼吸苦）が継続する
- ※薬局内で発熱した場合は、マスクを着用させた上で帰宅させる
- ※自宅待機等を命じた場合は、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと



- 発症後、少なくとも8日経過している
- 各種薬剤の内服のない状態で咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感、発熱などが消失して少なくとも3日が経過している

両方の条件を満たす場合

職場復帰

- 息苦しい（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患のある人等）や妊婦の人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

直接かかりつけ医等に電話で相談、受診及び検査*の実施

※検査できるのは指定された医療機関のみですが、近くの指定医療機関を紹介してもらえます

新型コロナウイルス感染症の診断

新型コロナウイルス感染症以外
の診断

良くなり次第

- 感染が確認されたスタッフは感染症法に基づき入院等が必要になる
- 保健所の指示により、薬局の消毒を行う

職場復帰

薬局（職場）での対応

保健所と相談し実施する

- 保健所の指示により感染者の行動エリアの消毒を行う（消毒方法等は保健所に確認）
- 保健所が行う調査により、他の薬局スタッフ、家族、患者等で濃厚接触者にあたる人がいるかの確認
- 休局の検討・通知等（保健所に確認する）
- 保健所により、スタッフ等が濃厚接触者と判断された場合は、指示に従い感染防止の措置を講じること。この際、14日間の外出自粛と健康観察が求められる
- その家族、同僚の外出制限は不要

消毒の目安

- 消毒を必要とする物品等は、直近2日間の行動記録等から、使用した机、椅子、食堂、トイレ、ドアノブ、スイッチ、執務エリア（外側2m）等
- 消毒液は、エタノール（76.9～81.4vol%（推奨））、次亜塩素酸ナトリウム溶液（0.05%）を用いる
- 消毒の際には換気に注意するとともに、マスク、手袋、保護メガネ、キャップ、ガウン等適切な防護具を着用させる

退院

- 保健所からの指示に基づき、マスク着用を義務づけ、本人の体調を確認しながら職場に復帰させる
- 退院時には他人への感染性は極めて低いものの、退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、退院後少なくとも4週間一般的な感染対策を行う
- 復帰するスタッフに「陰性証明書や治癒証明書」の提出を指示してはならない

薬局再開

職場復帰

参考資料

- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2_1
- 日本薬剤師会 新型コロナウイルス感染症ホームページ
<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/virus.html>
- 国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>
- 日本環境感染学会 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応について
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328
- 日本産業衛生学会 職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド
<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0811koukai.pdf>